

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
14	総務部 総務課	全庁的課題	債権管理条例の必要性についての検討	債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められ、私債権の消滅時効期間が経過しても、債務者による時効の援用がない場合等は、原則として、議会の承認を受けなければ、債権を放棄できない。 これに対して、他県では、債権管理条例を設けて、債権放棄について、指針と要件を明確化している事例がある。また、定型的に回収困難と認められる場合に、その他の法的手段をどの程度活用すべきかといった点を定めている都府県もあり、群馬県においても、債権管理条例の必要性について検討すべきである。	債権管理担当部局を集めた連絡調整会議を開催し、全庁的な方針について協議を行う予定。
17	総務部 総務課	全庁的課題	改正民法施行への対応	令和2年4月1日施行の民法の改正は、制定以来の大きな改正であり、消滅時効の大幅な改正や、各種の契約に対する規律が変わり、経過措置が複雑であるなど、注意を要する項目が多岐にわたる。 担当部署における課題の洗い出し、集約と対策立案が喫緊の課題であり、対応を早急に検討する必要がある。	令和元年5月に、条例・規則等所管所属に対して民法改正に伴う条例等の改正に関する点検を依頼した。 また、令和2年1月に、民法改正に関する通知を全庁に発出し、債権管理が適切に行われるよう周知徹底を図った。
30	地域創生部 文化振興課	親権者に対する損害賠償請求権(館林美術館)	債権放棄の検討	当該債権が発生してから10年以上が経過しているが、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行されたのは当初の債権総額のわずか0.13%に過ぎない。債権管理のための人件費等のコストを考慮すれば、債務者に生活保護受給証明書の提出を求めるなどした上で、速やかな債権放棄を検討すべきである。	債務者から消滅時効を援用する旨の意思表示があったため、債権が消滅した。
34	地域創生部 文化振興課	行政財産使用料・光熱水費(自然史博物館)	債権の徴収停止及び放棄	債務者である法人が未払金を残して撤退した後の平成21年4月から本監査時点までの間に、債務者の取締役(債務者解散後は解散時の取締役)を79回訪問し、回収できたのはわずか10万円である。 また、債務者は平成27年1月に解散し、事業再開の見込みはなく、差し押さえることができる財産もないことから、今後の管理コスト等を考慮し、徴収停止及び債権放棄の検討を行うべきである。	令和元年度中に徴収停止の措置を取り、令和3年第1回定例県議会に債権放棄の議案を上程した。
52	生活こども部 児童福祉・青少年課	児童福祉法第56条徴収金	調定件数の捉え方の統一	当該債権に関する調定の実施方法について、児童相談所ごとに取扱いが若干異なっており、時効中断の効果が及ぶ範囲に影響することが考えられる。管轄が異なるだけで、調定方法に差異が生ずることは妥当ではないため、統一すべきである。	令和元年度に開催した本事務担当者会議において、調定件数の捉え方など調定の実施方法を統一する方針を確認した。 また、同年、事務処理マニュアルを整備し、調定の実施方法にて統一を図った。
53	生活こども部 児童福祉・青少年課	児童福祉法第56条徴収金	債務者の市町村民税額調査	「負担能力の認定」にあたっては、債務者の市町村民税額の調査が行われているが、「費用の徴収」にあたっては調査が行われていなかった。児童福祉法第56条第4項には、当該債権の「費用の徴収」に関して、必要があると認めるときは、債務者の収入の状況につき、官公署に対し必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることができる旨定められている。 市町村民税額の調査によって債務者の経済状況を把握することは、執行停止の判断にあたって非常に有用であり、調査を実施すべきである。	債務者の市町村民税額調査について、「徴収停止及び執行停止」と併せて検討し、事務処理マニュアルに適用等を明記した。

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
55	生活こども部 児童福祉・青少年課	児童福祉法第56条徴収金	徴収停止及び執行停止の検討	当該債権の徴収に関して、徴収停止や執行停止が実施された事例は確認できなかった。 生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、積極的に徴収停止や執行停止の実施を行うべきである。	徴収停止及び執行停止の実施に向けて、対象とする事例の要件や実務上の課題を整理し、事務処理マニュアルに適用等を明記した。
55	生活こども部 児童福祉・青少年課	児童福祉法第56条徴収金	債権管理方法	中央児童相談所及び東部児童相談所では主に書面で催告等を行っているところ、西部児童相談所では加えて訪問も行い、児童福祉司が積極的に債務者に対して債務の支払を呼びかけるなど、他の2所に比べて充実した債権管理を行っている。 ただし、西部児童相談所の債権管理方法についても催告の頻度・方法を含め、十分とはいえないため、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化等により、債権管理体制の充実を図る必要がある。	令和元年度に事整備した務処理マニュアルにおいて、業務プロセス等を明記し、各児相での認識の統一を図った。
68	生活こども部 児童福祉・青少年課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	時効完成後の管理	時効完成後も債権の管理を外部委託に出したまま、あるいは、保健福祉事務所が直接管理し、積極的に債権回収や不納欠損処理をしないまま管理が長期化する事例が散見された。時効が完成しても、援用がなされなければ債権回収は可能ではあるが、時効が完成するまで何ら返済が行われなかった債権であり、返済の可能性は極めて低い。 外部委託で管理している場合は、2～3年程度進展が見られないようであれば、直接管理に戻し、今後の対応を協議するなどの積極的な対応が望ましい。また、直接管理している場合についても同様に、担当課と相談の上、今後の対応を協議することが望ましい。	債権回収会社から提供を受けた、委託債権者のリストを各保健福祉事務所に送付し、進捗のない案件などについては直接管理に切り替えるなど対応を依頼した。 また、保健福祉事務所にて進展のない案件は、外部業者に委託するなどした。
70	生活こども部 児童福祉・青少年課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	要件該当性の判断の円滑化	借受人の資格の要件は、群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条に定められているが、同条第2号の規定により、類似の貸付金を借り受けている場合は要件に該当しないのが原則である。 現状、類似の貸付金かどうかの判断を都度行っていることから、予め予想ができる類似の貸付金はリスト化するなどして円滑に判断すべきである。	類似の貸付制度が膨大にあり、内容についてもそれぞれ精査が必要なため、借受人からの聞き取りにより都度対応することが必要とされるが、代表的なものをリスト化し、各保福担当者で情報共有をする予定。
94	健康福祉部 医務課	看護師等修学資金返還金	債権の回収事務のマニュアル化	現状では、債権管理担当者によって催告の実施方法等が異なっている。 人事異動等により、定期的に債権管理担当者が変わることを踏まえ、継続的、効果的な債権の回収事務を行うためには、債務者や連帯保証人に対する催告の時期・頻度・方法、債務者や連帯保証人が死亡した場合の相続人調査の実施方法等についてマニュアル化を進め、債権管理担当者が変わった場合でも、債権の回収事務が進められるように準備をしておくべきである。	令和2年3月に「看護師等修学資金債権管理マニュアル」を作成した。
109	健康福祉部 障害政策課	補装具費	収入未済額の処理	当該債権の収入未済2件は金額が少額であり、また、平成24年度以降、新規の債権は県の管理から外れていることから、早急に相続人を特定し、請求できる者がいるならば請求し、相続放棄等により相続人が存在しないならば、不納欠損処理すべきである。	現在、相続人調査を引き続き実施しているが、相続人の特定が難航している。相続人の特定作業が終わり次第、相続人に請求できるか、不納欠損処理すべきかを検討し、必要な対応を行う。

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
129	健康福祉部 障害政策課	心身障害児 (者)措置費	調定件数の捉え方の統一	当該債権に関する調定の実施方法について、児童相談所ごとに取り扱いが若干異なっており、時効中断の効果が及ぶ範囲に影響することが考えられる。管轄が異なるだけで、調定方法に差異が生ずることは妥当ではないため、統一すべきである。	令和元年度に開催した本事務担当者会議において、調定件数の捉え方など調定の実施方法を統一する方針を確認した。 また、同年、事務処理マニュアルを整備し、調定の実施方法にて統一を図った。
130	健康福祉部 障害政策課	心身障害児 (者)措置費	債務者の市町村民税額調査	「負担能力の認定」にあたっては、債務者の市町村民税額の調査が行われているが、「費用の徴収」にあたっては調査が行われていなかった。児童福祉法第56条第4項には、当該債権の「費用の徴収」に関して、必要があると認めるときは、債務者の収入の状況につき、官公署に対し必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることができる旨定められている。 市町村の税務事務関係課から回答が得られない懸念はあるが、市町村民税額の調査によって債務者の経済状況を把握することは、執行停止の判断に当たっても非常に有用であり、調査を実施すべきである。	債務者の市町村民税額調査について、「徴収停止及び執行停止」と併せて検討し、事務処理マニュアルに適用等を明記した。
131	健康福祉部 障害政策課	心身障害児 (者)措置費	徴収の停止及び執行停止の検討	当該債権の徴収に関して、徴収停止や執行停止が実施された事例は確認できなかった。 生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、積極的に徴収停止や執行停止の実施を行うべきである。	徴収停止及び執行停止の実施に向けて、対象とする事例の要件や実務上の課題を整理し、事務処理マニュアルに適用等を明記した。
132	健康福祉部 障害政策課	心身障害児 (者)措置費	債権管理方法	中央児童相談所及び東部児童相談所では主に書面で催告等を行っているところ、西部児童相談所では加えて訪問も行い、児童福祉司が積極的に債務者に対して債務の支払を呼びかけるなど、他の2所に比べて充実した債権管理を行っている。 ただし、西部児童相談所の債権管理方法についても催告の頻度・方法を含め、十分とはいえないため、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化等により、債権管理体制の充実を図る必要がある。	令和元年度に事整備した務処理マニュアルにおいて、業務プロセス等を明記し、各児相での認識の統一を図った。
138	健康福祉部 障害政策課	施設設備の修繕費用等、施設入所特定費用、施設入所利用者負担金	徴収簿及び滞納督促記録の管理	徴収簿には債権の残高及び入金額が記載されているが、滞納の原因や過去の債務者との交渉記録は滞納督促記録に記載されており、別で管理されている。情報共有や人事異動における引継ぎの円滑化を図るためにも、徴収簿に債務者との過去の交渉記録を残すべきである。	徴収簿と滞納督促記録を統合し債務者毎に台帳化した。
138	健康福祉部 障害政策課	施設入所特定費用、施設入所利用者負担金、	延滞発生後の債務者の財産調査	現状、債務者の財産調査を実施していない。債権の回収可能性、有効な手段の有無等に関する適切な判断を行うために、債務者の財産調査を実施すべきである。	債務者の収入、土地家屋等の財産を調査は市町村税務担当課での調査となるが、調査には債務者本人の同意書必要なため、債務者への電話連絡、家庭訪問等を実施しているが不在等により本人との接触が出来ていない状況。今後も実施を継続すると共に別の対応方法も検討していく。

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
156	環境森林部 林業振興課	林業・木材産業 改善資金等	県森林組合連合会の定期 報告	<p>県は県森林組合連合会との間で、林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金に関して業務委託契約を締結し、債権保全(回収)業務を委託をしている。</p> <p>しかし、債権管理等の最終責任は県にあることから、県森林組合連合会から定期的に実施状況について報告を求め、指導監督する責任がある。</p> <p>現状では、県森林組合連合会に対して、催告業務の状況等について報告を求めているため、定期的に報告を受け、適切な債権保全(回収)業務が行われるように改善していく必要がある</p>	<p>債権管理等の最終責任が県にあることを踏まえ、適切な債権保全(回収)業務が行われるよう、委託先である県森林組合連合会から、債務者の状況に応じて、随時又は定期的に催告業務の状況等について報告を受けることとする。</p>
156	環境森林部 林業振興課	林業・木材産業 改善資金等	貸付債権の時効管理の方法	<p>時効中断事由である一部納入(日)と分納誓約書の徴求(日)について、管理されている複数の表を確認しなければ、時効の起算点が把握できない状況であるが、一つの表で時効の管理を行うことで、リスク低減につながる。</p> <p>また、連帯保証人からのみ一部納入を受けている事例や主債務者の相続人に対して請求を行っていない事例があったが、いずれも時効を中断する効力はなく、将来的に主債務の消滅時効を援用されるリスクがあることから、主債務の時効中断を図ることについても留意をする必要がある。</p>	<p>延滞債務の実情に応じて、債権管理方法を工夫、検討し、時効中断を図るよう留意する。</p>
162	農政部 農業構造政策課	農業改良資金 貸付金	督促・催告以外の手段の 検討	<p>督促や催告を繰り返すだけではなく、債務者の債務返済能力を適切に評価した上で、群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領に記載されている法的手段による回収や債権放棄等も考慮すべきである。</p> <p>ただし、現状では、長期延滞債権について、債権回収の基本方針を示す債権管理条例等が存在しないため、担当部署の判断だけでは、督促や催告を超えた手段の実施は困難とも考えられるので、全庁的課題として検討する必要がある。</p>	<p>債権管理条例等、債権管理に係る全庁的な指針等が示された段階で対応を検討する。</p>
189	産業経済部 労働政策課	元労働相談員 への過払報酬	債権放棄の判断	<p>債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときや債務者が生活保護法の適用を受けているなど、著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められる場合は、債権放棄の判断を先送りせず、回収見込みの乏しい債権の回収に時間と労力をかけ続けるのをやめるべきである。</p>	<p>債権放棄処理済み。</p>
190	産業経済部 労働政策課	元労働相談員 への過払報酬	提訴・訴訟追行・強制執行 準備のノウハウの共有	<p>本件では、担当職員が顧問弁護士や学事法制課と相談しながら、精力的に訴訟活動を展開し、勝訴判決を得て、強制執行も実施できるレベルにまで財産調査を進めた事例であるため、各部署間で提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウを共有し、本件で得た教訓を活かすべきである。</p>	<p>関連事項である意見1「債権管理条例の必要性についての検討」とあわせて対応する。</p>
199	県土整備部 道路管理課	建設工事請負 契約に関する 契約違約金・前 払金余剰額に 係る返還利息	不納欠損処理に向けた情 報収集	<p>債権者の財産状況等の情報収集が不十分であるため、債務者である法人の事業が廃止されている状況や財産の状況等の情報を収集して、不納欠損処理に向けて動くべきである。</p>	<p>令和元年度に法人の事業の状況や財産調査を実施し、債権の回収が不可能であることから徴収停止とした。</p> <p>この法人は令和5年度にみなし解散の登記予定。法人のみなし解散から3年が経過し、清算事務以外の事業ができなくなる令和8年度以降に債権放棄の議案を提出する。</p>

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
204	県土整備部 道路管理課	道路占用料	債務者本人死亡の場合の 相続放棄の有無	債務者本人の死亡後、法定相続人である子の所在が不明のため、未納が継続している事例があった。 被相続人の債権者等の利害関係人であれば、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、相続放棄や限定承認の申述の有無を照会することができるため、今後、債務者本人が死亡した場合は、3か月が経過した時点で相続放棄の有無を確認するなどして、調査を尽くすべきである。	相続放棄や限定相続の手続きが行われていないか、家庭裁判所に照会したところ、いずれも「行われていない」との回答を得た。
216	県土整備部 河川課	建設工事請負 契約に関する 契約違約金・前 払金余剰額に 係る返還利息	不納欠損処理に向けた情 報調査	債務者である法人の代表者が破産申立てをして異時廃止決定を受け、法人の登記情報においてみなし解散がとられている場合は、債務者に対する回収の見込みは著しく困難であると考えられるため、債権の放棄を含めた不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきである。	意見を受け、債務者の情報調査を行った結果、債権回収は不可能と判明したため、令和3年第1回定例県議会において債権放棄に係る議案を上程し、議決が得られたことから、令和2年度内に不納欠損処理を完了させる予定。
223	県土整備部 河川課	河川占用料	債務者の資産調査	債務者の資産調査について、債務者への聞き取りだけでなく、債務者の居住している自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得して資産の有無を確認するなど、適切に調査を行うべきである。	意見を受け、該当所属においては資産等の調査を実施したが、県下全域で統一的な対応が取れるよう担当者会議において説明する予定。
224	県土整備部 河川課	河川占用料	法人の実態調査	債務者である法人の破産手続が開始したことを把握していたにも関わらず、その後、履歴事項全部証明書を取得するなどの調査を行わなかったため、破産手続が終了した後にすみやかに不納欠損処理が検討されなかった事例があった。 解散した法人については、少なくとも、年1回程度は履歴事項全部証明書を取得するなどして実態調査を行うべきである。	意見を受け、該当所属においては資産等の調査を実施したが、県下全域で統一的な対応が取れるよう担当者会議において説明する予定。
224	県土整備部 河川課	河川占用料	債務者の存在確認	当初調定時にすでに債務者である法人が存在していなかった事例があった。 今後同様の事態が発生することを防ぐため、毎年度、調定を実施する際には、債務者の存在を確認すべきである。	意見を受け、該当所属においては資産等の調査を実施したが、県下全域で統一的な対応が取れるよう担当者会議において説明する予定。
242	県土整備部 住宅政策課	県営住宅家賃	保証人に対する請求	資力のある保証人がいるにも関わらず何ら法的措置を採っていない事例、2人いる保証人のうち1人にしか請求していない事例があった。 債務者と同時に保証人に対しても訴訟提起をすることが効率的であり、保証人に対する訴訟提起を検討すべきである。	令和2年度から保証人制度を廃止したことから、令和元年度以前の保証人については、原則として訴訟提起しないこととする。
248	教育委員会 事務局管理課	高等学校等奨 学金貸付金・同 延滞利息	電話以外の催告	債権回収のための催告について、現在は電話による催告のみであるため、書面及び訪問による催告を実施すべきである。	長期にわたり滞納がある債務者に対して電話以外の催告として書面による催告を実施した。新型コロナ禍ということもあり訪問は消極的であったが、今後訪問による催告も予定している。
249	教育委員会 事務局管理課	高等学校等奨 学金貸付金・同 延滞利息	不納欠損処理の検討	時効期間が経過し、債務者からの時効の援用がない債権について、事情調査の上、不納欠損処理の検討をすべきである。	まずは長年返済がない債務者又は連帯保証人の事情を確認し返還を求めるとともに、返還猶予又は免除など状況に応じた提案を行い、時効期間が経過しないように努めている。

平成30年度 包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票 <意見>

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和3年2月末時点における対応状況
					内容
249	教育委員会 事務局管理課	高等学校等奨 学金貸付金・同 延滞利息	時効の中断措置	時効中断措置が採られるよう、引き続き、債務承認書を適切に提出させるよう努めるべきである。	長期にわたり滞納がある債務者については、書面催告を行うとともに事情把握に努め、返還指導を行っている。引き続き返還指導の中で、返還指導要領による債務承認書又は債務承認書に該当する返還計画変更願又は返還猶予申請書を提出してもらうことで、時効中断措置を講じていく。
256	教育委員会 事務局管理課	全日制高等学 校授業料等	債務者等に対する法的措置	群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領に基づき、教育的配慮をしつつ、悪質な債務者には、支払督促の申立て等の法的措置の実施を検討すべきである。	要綱、要領に基づき、教育的配慮をしつつ、悪質な債務者であるかどうかを慎重に判断し、支払督促の申立て等の法的措置を実施すべきかを個別に検討する。
262	教育委員会 事務局福利課	退職手当の返 納金	納付を受ける額の増額	当該債務者が作成した分納誓約書に基づき、毎月弁済がなされているが、現在の金額において完済となるのは約43年後である。当該債務者の年齢が40歳代であることを考慮すると、約43年後まで勤労して収入を得ているとは限らないため、毎月納付を受ける額の増額を検討すべきである。	令和2年度から月額3,300円に増額(300円増額)した。これにより、完済は37年後となったが、今後も増額交渉を継続していきたい。
278	教育委員会 事務局高校教育課	群馬県高等学 校定時制課程 修学奨励金	時効を意識する仕組みの構築	現状、時効を意識する仕組みが構築されていないため、納期限、最終支払日等を表にしておくなどの時効を意識するための合理的な管理方法を採用すべきである。	債権者情報シートで状況を把握し管理を行った。平成22年8月契約解除者及び平成24年5月解除者の二人は、時効前の本年度に全て返還することができた。
279	教育委員会 事務局高校教育課	群馬県高等学 校定時制課程 修学奨励金	書面による催告	現状、催告は電話及び訪問により行っており、書面では行っていない。電話や訪問は、不在の場合に催告の意思が債務者に伝わらないことや、口頭で伝えたことを債務者が忘れるおそれがある。そのため、催告の方法として書面も用いるべきである。	事務の遂行のために必要な場合は、書面による催告を用いることとしたが、過去にも督促状を送付していた。
279	教育委員会 事務局高校教育課	群馬県高等学 校定時制課程 修学奨励金	住民票の調査	現状、住所を訪問により把握しているのみで、住民票を調査したことがない。住民基本台帳法第12条の2の規定により、地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民票の写しの交付を請求することができるため、積極的に活用すべきである。	住所不明の場合は、住民票の写しの交付を請求し調査を行うこととした。
279	教育委員会 事務局高校教育課	群馬県高等学 校定時制課程 修学奨励金	免除・猶予等の規定の活用	当該奨励金の返還の免除及び猶予等について、現状、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例に規定された当然免除(第6条)の適用しか事例がない。他に裁量免除(第7条)、返還猶予(第9条)等の定めがあり、検討すれば適用される債権がある可能性があるため、今後は債権管理に活用をすべきである。	契約解除者が条例の第7条(返還の債務の裁量免除)及び第9条(返還の猶予)の事項に該当するかを所属高校と検討した。